

## 今泉春江委員の総括質疑

○竹田陽一委員長 次に、順位4番、議席番号15番、今泉春江委員。

○15番 今泉春江委員 日本共産党の今泉春江でございます。

9月議会決算の市税収納について質問いたします。よろしくお願いたします。

令和4年度の一般市税収納率は現年度課税分99.81%、県内13市でトップ、6年連続となっております。

現年度分と滞納繰越分を合わせた収納率も県内13市でトップとなっており、平成2年度から11年連続のトップとなっております。

これらは市民の納税意識の向上と職員皆様の市民に寄り添った納税相談の取組の結果であると思います。

さて、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響は減少しているようですが、しかし、飲食店などはなかなか元のように回復できていないとの声も聞こえています。

減免や納付猶予などの特例も終了しており、新型コロナ関係での運転資金やコロナ対応エアコンなどの設備のため、借入れした事業者の方々は返済も始まっております。

令和4年度の納税相談の状況はいかがでしたか、税務課長にお聞きいたします。

○竹田陽一委員長 高橋嘉樹税務課長。

○高橋嘉樹税務課長 令和4年度の状況でございますが、新型コロナウイルスの影響に伴う納税相談は、景気の回復等も見られ、令和3年度に比べ、大分少なくなっております。

新型コロナに関連しての納税相談件数の詳細な数は把握しておりませんが、令和3年度の約20件に対して、令和4年度は10件程度の状況でございました。

相談の内容といたしましては、飲食店経営の

方でなかなか収入が戻らず納税が難しい、また、アルバイト等で分納している方が新型コロナにご自身が感染し、一時的にはありますが、収入が止まってしまい、毎月の納付が困難となるといったような相談や連絡の状況でございました。

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料におきましては、令和4年度までは新型コロナ関連の減免措置はございまして、それぞれ令和4年度の数字でございますけど、国民健康保険税が3件で52万5,300円、介護保険料が4件で19万3,200円、後期高齢者医療保険料が3件で36万7,700円、合計で10件、108万6,200円となり、令和3年度と比べ件数で6件、金額で78万8,200円のそれぞれ減少となったというような状況でございます。

実際に相談を受け状況をお聞きしてみますと、減免措置の要件に満たない方も多くいらっしゃいまして、そのような方には分割納付を提案し、滞納とならないような納付計画を立て、納税指導を行ってきたところでございます。

○竹田陽一委員長 15番、今泉春江委員。

○15番 今泉春江委員 今、課長のほうから相談の様子をお伺いいたしました。

新型コロナウイルス感染症の影響も減少傾向にあり、相談件数も減っているということですが、まだ感染者も出て、先ほどの答弁にありましたように、アルバイトの方が感染して収入が減ったというようなことも事実ありまして、まだ、このコロナ禍の影響というのはありまして、注意深くそこは私たちも見なければならぬのかなと思っております。

事実減っているということは、少しずつ景気も上向きになっているのかなと思っておりますけど、一部、飲食店なども元のように、自分自身もそうなんですけども、元のように戻ってはいないということもあります。そういうことも含めて、収納ということもいろいろ対策を取って

ただきたいなと思うところであります。

次の質問に移ります。次に、令和4年度の差押えについて伺います。

私は、差押えではなく納税相談に取り組むよう、何年も要望してまいりました。最初にこの問題に取り組んだのは、平成25年だと記憶していますが、そのときには、993件の差押えが報告されており、置賜地方では喜ばしくないトップでした。その当時は、市民の方々から差押えについての相談を受け、その改善のために取り組んできました。そのこともあり、差押え件数は毎年100件前後減少してきておりました。また、特にこの3年間は、差押え件数は大きく減少し、前向きな納税相談が進んできたと感じておりました。これは、大きな前進と捉えております。

さて、令和4年度の税務概要では、差押え件数は、前年の令和3年度の151件より14件減少で、合計137件と報告されています。件数では約9%の減少ですが、しかし、金額は前年度より約32%の減少になり、減少額は411万3,260円となりました。これを見ますと、件数の減少率より金額が大きくなっています。このことは、収納率の向上にも大きく影響していると感じます。

また、税務概要を見ますと、コンビニ納付が増えていきます。スマホアプリを利用する方もおり、納付の環境が広がっていることが分かります。税金だけでなく、児童センター使用料や学童クラブ利用手数料、さらには霊園管理料までコンビニ納付の利用が増えていきます。コンビニ納付などの納税環境を整えていくことも、差押えの減少につながっていくものと思います。

そのことも含め、差押えの減少に向けた取組を税務課長にお聞きいたします。

○竹田陽一委員長 高橋嘉樹税務課長。

○高橋嘉樹税務課長 令和2年度以降、コロナ禍に伴い、電話や文書、訪問などで納税者と相談

する機会が非常に増えました。令和4年度におきましても、引き続き納税相談の機会を増やし、納期内納税の促進を図るべく、丁寧な相談に努めてまいったところでございます。

また、委員おっしゃるとおり、納付環境の整備、拡大も重要な収納対策であると位置づけまして、市県民税普通徴収をはじめとする10の税目、課目を対象に、平成26年度からコンビニ収納を、平成30年度からスマホ収納を導入してまいりました。特に市外、県外の方の納付手段として非常に有効であり、また、夜間や休日においても納付することができるなど、その利便性が図られ、口座振替の加入件数が横ばいで進む中、利用実績につきまして、コンビニ収納では平成30年度の3万6,338件に対し、令和4年度は4万33件、スマホ収納におきましては、平成30年度の23件に対し、令和4年度は1,120件と確実に増えている状況でございます。

また、委員もおっしゃいましたけど、保育料、霊園管理料等の税外収入の課目につきましても、利用件数は着実に増えている状況でございます。

一方、督促状を発送しても納付されない方につきましては、嘱託徴収員による早期の一斉電話催告、その後の文書や訪問による催告によって、納税意識の喚起を図り、滞納の発生防止に努めているところでございます。

このように、納税相談の機会を増やし、丁寧な相談に努め、納付環境の拡大などの取組を進めてきたことによりまして、納期内納税に対する市民の理解が進み、納税意識の高さにつながり、滞納や差押えの減少が図られ、また、差押えが減少しても高い収納率の確保に結びついたと思うところでございます。

○竹田陽一委員長 15番、今泉春江委員。

○15番 今泉春江委員 今、課長のほうから答弁がありましたように、差押え件数が減少し、それでも収納率が向上していることは、何よりも市民の納税意識の向上と納付環境が整ってき

たことが要因の大きなものと思います。引き続きの取組を求めたいと思います。

次に、差押えには国税徴収法があり、差押え禁止金額があります。本市の差押えのときはどうなさっているのかお聞きいたします。

また、児童手当の差押えについてはいかがですか、併せてご説明ください。

○竹田陽一委員長 高橋嘉樹税務課長。

○高橋嘉樹税務課長 給与の差押えにおきまして、国税徴収法第76条第1項に、差押え禁止金額が規定されております。

1、源泉徴収される所得税、2、特別徴収の住民税、3、社会保険料、4、最低生活を維持するために必要な金額として、本人の分で10万円、同居する家族1人につきまして4万5,000円を加算した金額、5、社会的対面維持のため必要な金額として、給料の総額から所得税、住民税、社会保険料、最低生活費相当額の合計額を差し引いた金額の20%に相当する金額、この五つが差押え禁止金額となります。

毎月、第3債務者である給与支払い先から、それぞれの金額をお聞きし、連絡いただきまして、当然のことではございますが、換価の際には国税徴収法にのっとり、総支給額から差押え禁止金額を差し引いて残った金額を頂くようにしてございます。

また、児童手当でございますけれども、児童手当につきましては、児童手当法第15条の規定により、差押え禁止財産とされております。

児童手当が入金された際の預金の差押えにつきましても、過去の判例や周りの自治体の動向などの背景から、現在は行っておりません。手当の支給日に呼出しにより来庁いただきまして、未納分の納付や分納等の計画を立てるようになっております。

○竹田陽一委員長 15番、今泉春江委員。

○15番 今泉春江委員 今、説明をいただきました。給料、年金などを普通預金に皆さん、振

り込まれるわけなんですけれども、普通預金に入ってしまうと、普通財産となってしまう、差押えの対象となることがあります。そういう場合に、その預金の内容を見ますと、原資が明らかに分かるものが年金とか、給料とかあるわけですよ。そういうものは、課長、いかがでしょうか。そういうものの差押えというか、普通預金に入った場合に、その後の差押えということで、いかがでしょうか。

○竹田陽一委員長 高橋嘉樹税務課長。

○高橋嘉樹税務課長 基本、預金につきましては全額となっておりますけれども、生活がございまして、差押えするときには、十分、その辺を考慮した上で、また、最近、給与の差押えを多く、件数が増えているような状況ですけれども、これも周りの自治体の状況でございまして、預金で差押えするより、差押え禁止金額が定められている給与のほうで差押えをといるところで、長井市におきましても、ここ数年はそういったところで動いているような状況でございまして。

○竹田陽一委員長 15番、今泉春江委員。

○15番 今泉春江委員 説明いただきました。よろしくお願いいいたします。

次に参ります。その前に、児童手当ということで、課長のほうから、先ほど答弁いただきました。児童手当の差押えは禁止されているということで確認させていただきます。よろしくお願いいいたします。

では、次に参ります。国民健康保険税の収納率も現年度分と滞納繰越分を合わせた分の両方も、13市でトップとなっております。国民健康保険税の収納率が向上しておりますので、資格証明書や短期保険証の発行も減少しているかと思いますが、令和4年度末の資格証明書、短期保険証の発行数はどのようになっていますか。前年度、令和3年度と比較してはどうですか。市民課長にお聞きいたします。

○竹田陽一委員長 逸見睦子市民課長。

○逸見睦子市民課長 国民健康保険証の資格証明書の発行件数は、令和4年度末時点で23件、該当人数は26人です。また、短期証の発行件数は32件、62人となっています。前年度の同時期と比較しますと、資格証明書は前年度末では30件、37人ですので、件数では7件、人数で11人減少しています。

短期証につきましては、前年度末で18件、36人でしたので、件数で14件、人数では26人増加しています。

短期証の件数につきましては、資格証明書から短期証に切り替わった方がおられますし、あと年3回開催される審査委員会における審査において、納税相談に応じていただけない等の理由により、短期証の交付になった方が結果的に増加したということでございます。

○竹田陽一委員長 15番、今泉春江委員。

○15番 今泉春江委員 今、件数をお伺いいたしました。資格証のほうは減少になっているということです。でも、短期証は増えてるということですが、短期証は6カ月ですか、3カ月ですか、期限がありますので、その間にまた期限が来て次のものになるんですけども、非常に短期証や資格証をもらった方は本当に不安だと思うんですね。病気になったらどうしようとか、そういうものがありますので、そのことに、減少に取り組んでいただきたいとずっと求めてまいりましたが、次の質問と関わりますので、次の質問に移ります。

国民健康保険証は命を守るために必要です。資格証明書では医療を窓口で全額支払いとなります。保険税が払えない方が病院の窓口で全額支払うことは困難です。そのために、病院に行くことをためらってしまい、重症になってしまうケースも起きています。資格証明書は本人に郵送されるとお聞きしましたが、郵送ではあまりにも機械的であり、以前のように窓口での受け取りになさってはいかがでしょうか。窓口で

の受け取り時に本人から納税相談や生活相談などがあるかもしれません。そのようなときには、税務担当者の紹介や場合によっては福祉担当者の紹介なども可能です。郵送ではなく、窓口での受け取りにしていかがでしょうか。市民課長にお考えをお聞きいたします。

○竹田陽一委員長 逸見睦子市民課長。

○逸見睦子市民課長 資格証明書の交付は、審査委員会において決定しておりますが、審査委員会の開催前には滞納者の自主的な納付を促すとともに、滞納者の実情を把握するために、一定期間、納税相談を設けており、対象者にその旨の案内を郵送しております。

ただ、残念ながら、ご案内をしても納税相談に応じていただけない方も多く、滞納の期間が1年を超え、なおかつ納税する意思が認められないなどのため、やむを得ず資格証明書を交付することになります。

資格証明書の交付については、過去には納税相談が必要な方に窓口で手渡しをしていた経過がありますが、交付の案内後、一定期間を経過しても受け取りに来ていただかず、結果的に郵送対応となる方も多く、更新期間が過ぎてしまうといったことに配慮して、現在は更新期間に間に合うように全て郵送しております。

です。審査会前の納税相談においていただけないと、直接お会いする機会を得ることがなかなか難しい状況となっております。

市民課として、納税相談を進める機会をできるだけ確保するため、次回の審査委員会後の資格証明書の交付から、納税相談が必要な方については窓口交付を行うようにいたします。

過去の経過から、どれくらいの方が実際に受け取りに来ていただけるか分かりませんが、まずは実施をして、その結果を見ながら、効果的で効率的な交付方法について検討してまいります。

○竹田陽一委員長 15番、今泉春江委員。

○15番 今泉春江委員 今、課長のほうから、窓口で受け取りということの答弁をいただきました。

あってもなくても、医者にかからないからいいんだなんて言って、受け取りに来ない方がいらっしゃるといのは、そういう方もいらっしゃると思います。

しかし、窓口で受け取りに来た方が窓口の受け取りで相談があり、そして、一人でも改善ができるような状況があれば、それは前進かと思えます。なかなか難しい、いろいろ大変な状況は存じておりますので、職員の方も大変かと思えますけれども、本当に機械的に納付して、受け取ったからいいということではなくて、その後の状況なども詳しく知るためには、面談ということが重要ではないかなと思っております。ぜひ、窓口で受け取りをなさるようになさっていただきたいと思えます。どのように、市民の方の、今までずっと郵便での受け取りでしたので、今度、窓口で受け取るということで、市民の様子も変化してくるのではないかなと思っておりますので、ぜひ窓口での受け取りというものを進めていただいて、改善に努められればと思えます。よろしく願いいたします。ぜひ進めていただくよう、求めたいと思えます。

それでは、最後の質問をいたします。先ほどから税務課長に何度か答弁をいただいておりますが、最後に決意というか、税務課長のお話をお聞きしたいと思えます。

納税は国民の義務と定められています。納税の義務は勤労の義務、教育の義務と並んで、国民の三大義務の一つとされています。

ところが、現在、物価の高騰が続き、暮らしに大きく影響が出ています。給料、年金などは下がっています。そんな状況での納税は大変だと感じます。

そんな中で、さらなる収納率向上に向け、どのように取り組んでいくのが重要です。市民

の納税喚起の効果的なPR方法や職員の研修など、どのように取り組んでいくのか、市民に寄り添った納税相談のさらなる取組のお考えを税務課長にお聞きいたします。

○竹田陽一委員長 高橋嘉樹税務課長。

○高橋嘉樹税務課長 近年における差押え減少でも高い収納率の確保、これにつきましては、長井市がこれまで取り組んでまいりました納税相談などのきめ細やかな収納対策が、市民の皆様に理解された結果だと捉えております。

委員おっしゃるとおり、物価の高騰はしばらく続くと思われ、その影響により納税が困難になる方もいらっしゃるかと思えます。今後も引き続き、納期内納税の促進を図るべく、市民に寄り添った丁寧な収納対策を心がけながら、公正で公平な収納に努めていきたいと考えているところでございます。

また、納付環境につきましても、さらなる拡大を図ってまいりたいと思えます。スマホ収納において、優位性を働かせた仕組みやクレジット収納など、費用対効果の面も考慮しながら、利便性の向上につながる新たな手法を模索してまいりたいと思えます。

効果的なPR方法につきましては、税制度等の国、県などからの情報や納税相談促進につきまして、税務課では市報やホームページにその都度情報を掲載するようしております。その他、それぞれの当初通知書発送時に、制度改正によるその年の変更点や軽減等の概要、説明などを記載したチラシを同封いたしまして、また、督促状発送時には、口座振替やコンビニ、スマホなど、各種納付方法の掲載や納期限内の納付が困難な場合はご相談くださいといった一文を記載いたしまして、その相談等と呼びかけるチラシを同封しているところでございます。

また、各種税制度の相談や申請に窓口にお越しいただいた際には、制度の説明や申請の書き方あるいはスムーズな納税相談へと移行できま

すよう、課税部門と収納部門が連携を取り合います。窓口対応に当たっているところがございます。

以上のように、様々な方法で納税者の方に税制度の周知と納税相談を促す取組を行っているところであり、今後も引き続き、納税喚起の効果的なPRに努めていきたいと考えております。

高い収納率の維持のためには、先ほど申し上げた収納対策の継続はもとより、業務の標準化、職員が替わっても変わらぬ収納対策を行っていくことが重要であると考えています。

係ごとの連日のミーティングやその都度の注意点等の話合いなど、業務マニュアルの徹底を図るとともに、課内研修による知識習得や県内や全国規模の研修会に積極的に参加いたしまして研さんを積むなど、そうしたことで収納業務に当たってまいりたいと思います。

そういったことにより、税務課職員が一丸となって、丁寧な収納対策や納付環境の秩序を図っていきながら、市民の納税意識の高さにつなげていきたいと考えているところがございます。

○竹田陽一委員長 15番、今泉春江委員。

○15番 今泉春江委員 課長に最後にまとめていただきました。

私は、先ほども申しましたように、毎年、決算時に市民の納税状況を質問しております。今年も差押え件数が減少し、収納率も向上しておりますので、市民に寄り添った納税相談が進められた結果と捉えております。

そして、この部分は前進と評価してもよいと考えております。

今、課長のほうから職員の研修とか、納税環境をさらに整えると、そして、PR方法などもお聞きいたしました。引き続き市民に寄り添った市税収納に努められることを求めまして、私の質問を終わります。

○竹田陽一委員長 ここで暫時休憩します。再開は午後3時とします。

午後 2時37分 休憩

午後 3時00分 再開

○竹田陽一委員長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

決算総括質疑を続行いたします。

### 鈴木 裕委員の総括質疑

○竹田陽一委員長 順位5番、議席番号4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 お疲れさまです。本日、総括質疑5番手の清和長井の鈴木 裕です。よろしく願いいたします。

質問の内容は、令和4年度の歳入歳出決算書、ページ264、主要な施策の成果報告書110ページを基に、給食共同調理場維持管理・運営事業についての1項目について質問いたしますので、簡潔明瞭にご答弁いただきますようお願いいたします。

先ほど、内谷委員も同じ給食共同調理場のところで質問ありましたが、私の質問は、PPP、パブリック・プライベート・パートナーシップという手法でもって造られた調理場ですので、お互いに…。

(「PFIだ」の声あり)

○4番 鈴木 裕委員 PFIは分かってんだけど、パブリック・プライベート・パートナーシップ、要は官と民が一緒に手をつないで、建設・運営していくという、こういう手法での長井市での初めての取組だった事業でありますので、今後ともうまくいくように願いながら、質問をさせていただきたいと思います。